

職員の処分の公表について

市は、10月4日付けで、以下のとおり市職員の処分を行ったので公表します。

1 懲戒処分

(1) 営利企業等の従事制限違反

1 被処分者の所属等	消防本部消防署第1警備課主事 28歳 男性
2 処分内容	停職1か月
3 処分理由	被処分者は、令和5年3月から5月まで借金を返すことを目的として女性用風俗店に勤務をしていた。 勤務期間は短く、得ていた報酬も少額ではあったが、本来品位の維持に努めなければならない公務員が女性用風俗店に勤務し、報酬を得たことは、営利企業等の従事制限に違反するとともに、市職員の信用を傷つけ、市全体の不名誉になるため、処分するもの。
4 処分年月日	令和6年10月4日

2 消防長コメント

全体の奉仕者である公務員として、市民の信頼を大きく損なう行為であり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、服務規律の遵守と綱紀粛正を徹底し、一日も早い信頼回復に向け取り組んでまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市消防本部 消防総務課 電話046-231-5153